

## 5 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について （軽四輪等 平成29年度のみ）

平成28年度中(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)に最初の新規検査を受けた車両で、排出ガス性能及び燃費機能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成29年度分の軽自動車税を軽減する特例措置を適用します。

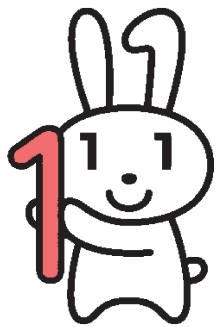
軽自動車等の種類			年税額		
			(ア) 新税率の75%軽減	(イ) 新税率の50%軽減	(ウ) 新税率の25%軽減
四輪	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪		1,000円	2,000円	3,000円	

- (ア) 電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%軽減）
  - (イ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成  
貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
  - (ウ) 乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準達成車  
貨物：平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
- ※（イ）、（ウ）については、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。  
※燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

## 6 佐久税務署からのお知らせ

### ■社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度を導入しました。平成28年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、



マイナンバー（12桁）の記載が必要です！

本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です！

【本人確認（番号確認及び身元確認）を行うときに使用する書類の例】

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認)＋運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

### ■公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要でない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

▼①・②・⑤の問い合わせ先 税務課 市民税係 ▼③・④の問い合わせ先 税務課 資産税係

▼⑥の問い合わせ先 佐久税務署 ☎0267-67-3460